

特定非営利活動法人人間中心設計推進機構 著作権規程

- 第1条 この規程は、著作者の権利の保護、学会活動の円滑な運営を目的として、特定非営利活動法人人間中心設計推進機構「以下＝本法人」の機構誌、本法人発行の資料や書籍および WWW コンテンツなどに掲載される記事、論文など「以下＝本法人著作物等」の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。
- 第2条 本法人著作物等の著作権は原則として本法人に帰属し、特別な事情により原則が適用できない場合、著作権の扱いについて代表著者と本法人と協議し処置するものとする。
- 第3条 著作者自身が本法人著作物等の全文または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、これに対して本法人は原則的に異議申し立てをしたり妨げたりすることはしない。ただし、複製、翻訳、翻案などに際しては、出典を明らかにするものとする。
- 第4条 第三者から本法人著作物等の複製あるいは転載に関する承諾の要請があり、本法人において必要と認めた場合は、代表著者の了承を得て承諾することができるものとする。
2. 前項により、第三者から本法人に対価の支払いがあった場合には、代表著者の了解を得て、本法人の会計に繰り入れることとする。
- 第5条 本法人が著作権を有する本法人著作物等に対して、第三者による著作権侵害があった場合、本法人と代表著者が対応について協議し処置するものとする。
2. 本法人著作物等が第三者の著作権侵害、名誉毀損、またはその他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合は、本法人と代表著者が対応について協議し処置するものとする。
- 第6条 この規程は、その執行以前の本法人著作物等の著作権についても適用するものとする。ただし、著作者から異議の申し出があり、その申し出が本法人で承認された場合を除くものとする。
- 第7条 本規程に定めのない問題が生じた場合は、本法人と著作者が対応について協議し処置するものとする。
- 第8条 本規程の改廃は理事会において決める。

附則

1. 本規程は 2007 年 12 月 28 日から施行する。